

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

平成27年10月

埼玉県人事委員会

平成27年人事委員会勧告に当たって（談話）

平成27年10月19日
埼玉県人事委員
委員長 馬橋 隆 会紀

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を平均1,781円（0.45%）下回る結果となりました。そのため、若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めて給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.20月分に引き上げることとしました。

公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、少数精鋭による「最小・最強の県庁」を担い、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

本委員会は、昨年、高齢層を中心に給料表の水準を引き下げた上で、県内民間企業の賃金水準等を考慮して、地域手当の支給割合を段階的に引き上げることが主な内容とする給与制度の総合的見直しについて勧告しました。本年4月から3年間にわたって、この見直しを実施しているところであり、平成28年度においても見直しを着実に進めるという観点から、地域手当等について所要の改定を行うこととしました。

このほか、多彩な人材の確保や能力・実績に基づく人事管理の推進、女性職員の活躍促進など、時代の要請に即した人事制度を構築していくための諸課題について報告を行いました。

さらに、多様な働き方への対応や、学校現場における教育職員の負担軽減等の勤務環境の整備、不祥事の再発防止に向けた取組について報告いたしました。

職員の皆さんにあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告の概要

平成 27 年 10 月 19 日
埼玉県人事委員会

本年の職員及び民間の給与調査の結果に基づき、職員給与が民間給与を下回ることから、月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げる（月例給、特別給ともに引き上げるのは 2 年連続）
平成 27 年度から実施している給与制度の総合的見直しを着実に進める

1 本年の給与改定

（1）月例給：引上げ改定

本年 4 月分の職員給与と民間給与をラスパイレス方式により精密に比較

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$(A - B) / B \times 100$
398,366 円	396,585 円	1,781 円	0.45%

職員の平均年齢：43.9 歳

給料表は、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ
公民較差の状況等を考慮し、地域手当の支給割合を引上げ（8% → 8.3%）

（2）特別給（ボーナス）：引上げ改定

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間の特別給の年間支給割合を比較

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.19 月	4.10 月

民間の年間支給割合に見合うように、年間支給月数を 0.1 月分引き上げ、引上げ分は勤勉手当に配分（年間 4.10 月 → 4.20 月）

2 給与制度の総合的見直し（平成 28 年度実施事項）

平成 27 年度から実施している「給与制度の総合的見直し」を着実に進めるため、次の措置を講ずる。

本県における給与制度の総合的見直しは、世代間の給与配分の見直しを含め、平成 27 年

度に給料表の水準を引き下げるとともに、県内の民間賃金水準等を考慮し、主に地域手当の支給割合を段階的に引き上げるもの。なお、給料表の水準の引下げに伴う段階的な緩和措置を平成 30 年 3 月まで実施

(1) 地域手当の支給割合の改定

給料表の水準の引下げに伴う経過措置の状況等を踏まえ、平成 28 年度の支給割合を引き上げる。(8.3% → 9%)

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額、加算額の限度を引き上げる。

3 その他

(1) 女性職員の活躍促進

計画的なキャリアの形成や研修の更なる充実を図るなど、これまで以上に積極的な活躍促進を図ることが重要

管理監督者をはじめとする職場全体の意識改革を図るとともに、多様な働き方の検討を進めるなど、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいくことが必要

(2) 多様な働き方への対応

業務ごとの県民サービスに与える影響、職員のニーズ等、様々な観点からその効果・影響を考慮しつつ、フレックスタイム制の導入について検討することが必要

(3) 不祥事の再発防止に向けた徹底した取組

あらゆる機会を捉え、研修等により繰り返し職員に対する意識付けを図るなど、徹底した不祥事の再発防止対策に継続して取り組んでいくことが必要

【参考】

職員給与

- ・ 勧告対象職員は知事部局、警察本部、教育委員会の職員 58,648 人
- ・ 4 月 1 日現在の在職者の給与等について調査

民間給与

- ・ 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の埼玉県内の事業所 2,110 事業所から無作為に抽出した 460 事業所を対象として、実地調査（調査完了率：82.5%）
- ・ 常勤の従業員の本年 4 月分給与等や給与制度について調査



人委第400号

平成27年10月19日

埼玉県議会議長 本 木 茂 様

埼玉県知事 上 田 清 司 様

埼玉県人事委員会

委員長 馬 橋 隆 紀

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	3
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	3
(1) 最近の賃金情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 職員給与と民間給与との比較	6
(1) 月例給	
(2) 特別給	
4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況	7
5 本年の給与改定	8
(1) 給与改定の基本方針	
(2) 給与改定の内容	
ア 給料表	
イ 初任給調整手当	
ウ 地域手当	
エ 期末手当・勤勉手当	
給与制度の総合的見直し	10
1 地域手当の支給割合の改定	11
2 単身赴任手当の支給額の改定	11
給与制度の改正等	
1 人事評価の給与への反映	11

2	職務・職責に応じた給与の推進	12
3	昇給制度について	12
4	教育職員の給与について	13
	勧告実施の要請	13
	別紙第2 勧告	14
	別紙第3 人事管理に関する報告（意見）	
	はじめに	47
	主な課題と具体的方向	
1	人材の確保	47
2	能力・実績に基づく人事管理の推進	48
3	女性職員の活躍促進	49
4	雇用と年金の接続	50
5	勤務環境等の整備	51
	(1) 職員の勤務時間等	
	ア 総実勤務時間の縮減とワークライフバランスの推進	
	イ 多様な働き方への対応	
	ウ 学校現場における教育職員の負担軽減	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 職場におけるハラスメントの防止	
6	不祥事の再発防止に向けた徹底した取組	55

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

我が国の経済情勢を俯瞰すると、景気は緩やかな回復傾向が続いており、個人消費も持ち直しの兆しが見られる。また、雇用情勢や所得環境についても改善の動きが見られ、民間企業の状況を見ると、本年の春季賃金改定においてベースアップを実施した企業が昨年よりも増加するなど、昨年に引き続き、賃金の上げを図る傾向が認められた。

一方、我が国は、人口急減・超高齢化という極めて大きな課題に直面している。本県においても、10年後には75歳以上の後期高齢者が1.5倍に増加する、いわゆる2025年問題という、これまでに経験したことのない様々な課題に対処していかなければならない。

今後、地方創生を本格的に推進していく中で、前例踏襲では対処できない課題に対して、先見性と創造性を持った主体的な取組が求められている。

個々の職員にあっては、自ら意欲を持ってその能力の向上を図るだけでなく、危機感を持って新たな課題や困難な業務に立ち向かうことが求められている。

本委員会としては、県民の期待に応え、課題に果敢に立ち向かい、努力し、成果を挙げた職員に対し相応の処遇を図るため、職務・職責や能力・業績に応じたより適切な給与制度を構築することが必要であると考えます。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与

等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々を経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。

こうした民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告及び勧告を行うものである。

公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「平成27年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年4月の職員の総数は、前年比131人減の58,648人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の7種10給料表並びに特定任期付職員の給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒76.7%、短大卒8.6%、高校卒14.6%、中学卒0.1%となっており、性別人員構成比は男性60.0%、女性40.0%となっている。

(参考資料第1表)

(2) 平均給与月額

本年4月の民間給与との比較を行う行政職給料表適用職員は8,076人であり、平均年齢は43.9歳、平均給与月額(給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額)は、396,585円となっている。

(参考資料第2表)

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は41.7歳、平均給与月額は、402,680円となっている。

(参考資料第3表)

2 民間給与等の調査

(1) 最近の賃金情勢等

ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計課、事業所規模30人以上)によると、本年4月の常用労働者(パートタイム労働者を含む。)の所定

内給与は、昨年4月と比べて2.2%の増加となっている。

(参考資料第25表)

イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数(県統計課)は、昨年4月と比べて1.1%上昇している。

本委員会が「家計調査」(総務省)を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ152,490円、175,650円及び198,810円となっている。また、「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、113,040円となっている。

(参考資料第24表・第25表)

ウ 雇用情勢

「労働市場ニュース」(埼玉労働局)によると、本年4月の本県の有効求人倍率(季節調整値)及び新規求人倍率(同)は、それぞれ0.78倍(昨年0.72倍)及び1.26倍(同1.17倍)となっている。

新規求人数は1.5%減少(前年同月比)しているものの、月間有効求人数は3.1%増加(同)している。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「平成27年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレス方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会と共同して、企業規

模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,110（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した460の事業所について、実地調査を行った。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種としての研究員、医師等の職種の合計76職種、15,272人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、82.5%となっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

（参考資料第10表）

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第11表及び第12表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で33.5%、高校卒で16.0%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で36.7%（昨年21.0%）、高校卒で30.6%（同33.7%）となっており、昨年と比べて、それぞれ15.7ポイント増加、3.1ポイント減少している。

（参考資料第13表）

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）につ

いては38.7%（昨年31.3%）、管理職（課長級）については28.9%（同22.4%）となっており、昨年と比べて、それぞれ7.4ポイント、6.5ポイント増加している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については88.1%（昨年86.8%）、管理職（課長級）については76.0%（同79.8%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額した事業所の割合は、それぞれ25.1%（昨年24.2%）及び21.3%（同22.2%）となっている。

（参考資料第14表・第15表）

3 職員給与と民間給与との比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均1,781円（0.45%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$\frac{A - B}{B} \times 100$
398,366円	396,585円	1,781円	0.45%

（注） 民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 of 4.19 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.10 月）が民間の特別給の年間支給割合を 0.09 月分下回っていた。

（参考資料第 19 表）

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.19 月	4.10 月

4 人事院の報告及び勧告における国の改定状況

人事院は、本年 8 月 6 日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与及び勤務時間について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理について報告を行った。

本年の給与改定は、民間の賃金引上げの動きを反映して、昨年に引き続き月例給、特別給ともに引き上げる内容となった。月例給については、若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成 28 年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を実施することとした。特別給については、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で 0.1 月分引き上げることとした。併せて俸給表の改定状況を勘案し、医師等の処遇を確保する観点から、初任給調整手当を引き上げることとした。

また、本年 4 月から実施している給与制度の総合的見直しについて、平成 28 年度においては、地域手当の給与法に定める支給割合への引上げ、単

身赴任手当の基礎額、加算額の限度の引上げを行うこととしている。

(参考資料第23表)

5 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記3のとおり、本年4月の時点で、月例給については、職員給与が民間給与を1,781円(0.45%)下回るとともに、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について、引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

月例給については、基本的な給与である給料月額及び地域手当の改定を行うこととした。改定に当たっては、本年4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける給料表の水準の引下げに伴い、経過措置として差額を支給されている職員について、その大半が給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される額は増加しないことを考慮する必要がある。

なお、扶養手当及び住居手当については、民間の各手当の支給状況とおおむね均衡しており、国の手当額とも均衡していることから、改定を行わないこととした。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の特別給の支給割合に見合うよう、引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている職員に適用される行政職給料表については、初任給を中心に若年層に重点を置いて引上げ改定を行うとともに、中高年齢層その他についても引上げ改定を行う。再任用職員及び再任用学校職員（以下「再任用職員等」という。）の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、支給月額の限度を引き上げる。

ウ 地域手当

地域手当については、公民較差の状況等を考慮し、支給割合を引き上げる。

引上げ後の地域手当の支給割合については、次表に示すとおりとする。

引上げ後の支給割合

職 員	支給割合
埼玉県の実域に在勤する職員	8.3%
東京都の特別区の実域に在勤する職員	11.3%
医療職給料表(一)の適用を受ける職員	15.5%

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、支給月数を0.1月分引き上げる。
支給月数の引上げ分については、勤勉手当に割り振ることとする。

また、再任用職員等の勤勉手当、任期付研究員及び特定任期付職員の
期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

給与制度の総合的見直し

人事院は、昨年、国家公務員給与の諸課題に対応するため、給与制度の総合的見直しについて勧告し、これを受け国においては本年4月から、俸給表の水準の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等が、段階的に実施されているところである。

本委員会においても、昨年、国における見直しの趣旨及び本県の状況を踏まえ、給与制度の総合的見直しについて勧告し、本年4月から実施が図られているところである。

本年は、4月から実施している諸手当の改定のほか、前述のとおり、民間給与との較差の状況等を踏まえ、地域手当の支給割合の改定を行うこととする。

平成28年度においては、給与制度の総合的見直しを着実に進めていく必要があることから、次の施策について所要の措置を講ずることとする。

1 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合は、給料表の水準の引下げに伴う原資の状況等を踏まえ、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間については、次表に示すとおりとする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の支給割合

職 員	支給割合
埼玉県の区域に在勤する職員	9.0%
東京都の特別区の存する地域に在勤する職員	12.0%

また、医療職給料表(一)の適用を受ける職員については、国における見直しの状況を考慮し、平成28年4月1日から支給割合を16%とする。

2 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度については、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

給与制度の改正等

1 人事評価の給与への反映

適切な評価に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を給与に反映させていくことは、個々の職員が高い士気を確保しつつ、公務能率を増進していくために必要である。

これまで、知事部局等の特定幹部職員などを対象に、こうした人事評価の昇給及び勤勉手当への反映などの取組が進められてきたところである。

今般、人事評価制度により能力及び業績に基づく人事管理の徹底を図る改正地方公務員法が、平成28年4月1日に施行されることとなった。

法改正の趣旨を踏まえ、人事評価の給与への反映を特定幹部職員以外の職員に拡大するなど、遺漏のないよう、適切な運用を図っていく必要がある。

2 職務・職責に応じた給与の推進

職員の給与は、職務の複雑・困難及び責任の度合いに基づき決定されるものである。これまでも給与構造の見直しなど、職務と職務の級との対応関係については、適宜見直しを実施してきたところである。

平成28年4月1日に施行される改正地方公務員法においては、職務と職務の級との対応関係を定める等級別基準職務表を条例に規定することとされた。併せて、職務の級及び職制上の段階ごとに、職員の数毎年公表するものとされたところである。

法改正の趣旨を踏まえ、職務と職務の級との対応関係については、本県の組織の実態や国及び他の地方公共団体の状況等を考慮した上で、その対応関係がより明確なものとなるように整理し、より一層適切な運用を図っていく必要がある。

3 昇給制度について

国においては、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給を停止すること、高位の号俸からの昇格について、昇格に伴う俸給月額を増加額を縮減することを内容とする改正を平成24年から順次実施した。

本県においては、昨年4月に、国に準じた昇格制度の見直しを行ったところである。昇給制度についても、他の地方公共団体において見直しが進められており、適切に見直しを行う必要がある。

4 教育職員の給与について

教育職員の給与については、中央教育審議会の答申において、教員給与にメリハリを付けるという方向性が示され、その実施が図られているところである。

本県ではこれまで、教育職員の給与について、国の方針を踏まえつつ、本県の実情に応じて適宜見直しを行ってきた。昨年は、本委員会において教員特殊業務手当等の見直しについて報告し、改定が行われたところである。

今後も国の動向を注視し、適切に見直しに向けた検討を進めていく必要がある。

勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給及び特別給の引上げに加えて、給与制度の総合的見直しを引き続き実施するに当たり、所要の措置を講ずる内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を307,800円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支
給月額
の限度を50,500円とすること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.85月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、0.4月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(1) 平成28年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（再任用職員及び再任用学校職員にあっては、0.375月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とする
こと。

4 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては平成27年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成28年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額								
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400		
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800			
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200			
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900			
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400			
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800			
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200			
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600			
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000			
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400			
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800			
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100			
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400			
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800			
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100			
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400			
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700			
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900				
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200				
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500				
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800				
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100				
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400				
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700				
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900				
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200				
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500				
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800				
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000				
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300				
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600				
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800				
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000				
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300				
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600				
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800				
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000				
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300				
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600				
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000				
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100					
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400					
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600					
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
	94		293,600	341,400							
	95		294,000	341,900							
	96		294,400	342,300							
	97		294,600	342,400							
	98		294,900	342,900							
	99		295,300	343,300							
	100		295,700	343,600							
	101		295,900	343,900							
	102		296,200	344,300							
	103		296,600	344,700							
	104		296,900	345,100							
	105		297,100	345,600							
	106		297,400	346,000							
	107		297,800	346,400							
	108		298,100	346,800							
	109		298,300	347,300							
	110		298,700	347,700							
	111		299,100	348,000							
	112		299,400	348,300							
	113		299,500	348,800							
	114		299,800								
	115		300,100								
	116		300,500								
	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			
	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000			
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300			
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600			
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800			
	93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000			
	94	299,400	323,000	349,400	383,000					
	95	300,500	324,400	350,900	383,600					
	96	301,800	325,700	352,400	384,100					
	97	302,900	326,900	353,700	384,500					
	98	304,100	328,200	354,900	384,900					
	99	305,300	329,500	356,000	385,500					
	100	306,500	330,800	357,200	386,000					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	307,700	332,200	358,300	386,400					
	102	308,700	333,100	359,400	386,900					
	103	309,800	334,200	360,500	387,500					
	104	310,800	335,400	361,700	388,000					
	105	311,600	336,500	362,900	388,300					
	106	312,200	337,600	363,400	388,700					
	107	312,800	338,600	364,000	389,200					
	108	313,500	339,700	364,600	389,500					
	109	314,000	340,900	365,200	389,800					
	110	314,500	341,900	365,700	390,300					
	111	315,000	342,900	366,200	390,800					
	112	315,600	343,800	366,700	391,300					
	113	316,400	344,700	367,100	391,600					
	114	317,100	345,600	367,500	392,100					
	115	317,800	346,600	368,100	392,600					
	116	318,500	347,600	368,600	393,100					
	117	319,100	348,600	369,000	393,400					
	118	319,900	349,100	369,500	393,900					
	119	320,600	349,700	370,100	394,400					
	120	321,400	350,300	370,600	394,900					
	121	322,000	350,600	370,700	395,300					
	122	322,300	351,000	371,300	395,800					
	123	322,800	351,500	371,800	396,200					
	124	323,300	351,900	372,200	396,700					
	125	323,600	352,300	372,700	397,100					
	126		352,700	373,200						
	127		353,200	373,700						
	128		353,600	374,200						
	129		354,000	374,500						
	130		354,400	375,000						
	131		354,800	375,500						
	132		355,200	376,000						
	133		355,400	376,300						
	134		355,900	376,800						
	135		356,300	377,200						
	136		356,600	377,600						
	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400	438,700	
	75	261,600	318,500	388,000	439,200	
	76	262,900	319,600	388,700	439,700	
	77	264,000	320,700	389,400	440,200	
	78	265,200	321,700	390,000		
	79	266,500	322,600	390,600		
	80	267,700	323,500	391,200		
	81	269,100	324,600	391,800		
	82	270,400	325,400	392,400		
	83	271,700	326,100	393,000		
	84	272,900	326,900	393,600		
	85	274,100	327,400	394,100		
	86	275,200	327,900	394,600		
	87	276,500	328,400	395,100		
88	277,700	328,900	395,800			

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	278,700	329,200	396,200		
	90	279,900	329,700			
	91	281,100	330,200			
	92	282,300	330,700			
	93	283,300	331,000			
	94	284,300	331,400			
	95	285,300	331,900			
	96	286,300	332,400			
	97	286,900	332,900			
	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任 用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会
が定めるものに適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
再任 用職 員以 外の 職員	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任 用職 員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100	
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500	
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900	
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300	
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700	
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000	
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300	
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700	
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000	
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300	
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600	
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600		
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900		
再任 職員 以外 の 職員	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200		
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500		
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800		
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100		
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500		
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700		
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000		
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300		
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600		
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800		
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700			
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400			
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000			
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400			
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900			
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400			
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900			
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500			
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000			
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600			
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700			
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200			
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700			
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200			
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500			
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000			
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400			
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800			
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200			
	86		288,300	324,200	345,100				
	87		288,500	324,400	345,400				
	88		288,700	324,800	345,700				
	89		289,100	325,200	346,100				
	90		289,300	325,600	346,400				
	91		289,500	326,000	346,800				
	92		289,700	326,400	347,100				
	93		290,100	326,700	347,500				
	94		290,300	326,900	347,800				
	95		290,500	327,300	348,100				
	96		290,800	327,600	348,400				
	97		291,200	327,800	348,700				
	98		291,500	328,100	349,100				
	99		291,700	328,400	349,500				
	100		292,000	328,700	349,900				
	101		292,300	328,900	350,400				
	102		292,500	329,200	350,800				
	103		292,700	329,600	351,200				
	104		293,000	329,800	351,600				
	105		293,300	329,900	352,100				
	106			330,200					
	107			330,600					
	108			330,800					
	109			331,000					
	110			331,400					
	111			331,800					
	112			332,200					
	113			332,400					
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

八 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任職員以外の職員	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
	94	280,400	313,800	347,200	365,200			
	95	281,300	314,500	347,900	365,600			
	96	282,300	315,100	348,500	365,900			
	97	283,200	315,800	348,900	366,500			
	98	284,000	316,100	349,300	367,000			
	99	284,600	316,700	349,800	367,500			
	100	285,500	317,400	350,200	368,000			
	101	286,300	317,800	350,700	368,600			
	102	287,100	318,400	351,100	369,100			
	103	287,900	319,000	351,600	369,600			
	104	288,700	319,600	352,000	370,000			
105	289,400	320,000	352,300	370,600				
106	289,900	320,500	352,800	371,100				
107	290,400	321,000	353,200	371,600				
108	290,900	321,500	353,500	372,100				
109	291,100	321,900	354,000	372,700				
110	291,400	322,300	354,500	373,100				
111	291,600	322,600	355,000	373,600				
112	292,000	322,900	355,500	374,100				
113	292,300	323,300	356,000	374,700				
114	292,500	323,700	356,500					
115	292,900	324,100	357,000					
116	293,200	324,400	357,400					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	117	293,500	324,600	357,800				
	118	293,800	324,900	358,200				
	119	294,100	325,300	358,700				
	120	294,500	325,500	359,200				
	121	294,800	325,700	359,600				
	122	295,200	326,000	360,100				
	123	295,500	326,300	360,600				
	124	295,900	326,600	361,100				
	125	296,100	326,800	361,400				
	126	296,300	327,100					
	127	296,600	327,500					
	128	297,000	327,700					
	129	297,200	327,800					
	130	297,500	328,100					
	131	297,900	328,500					
	132	298,300	328,700					
	133	298,500	329,000					
	134	298,800	329,400					
	135	299,200	329,800					
	136	299,500	330,200					
	137	299,700	330,500					
	138	300,000	330,900					
	139	300,400	331,300					
	140	300,700	331,700					
	141	300,900	332,000					
	142	301,300	332,400					
	143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100					
	145	302,100	333,400					
	146	302,400	333,800					
	147	302,700	334,200					
	148	303,100	334,600					
	149	303,300	334,900					
	150	303,500	335,300					
	151	303,800	335,700					
	152	304,100	336,100					
	153	304,500	336,400					
	154	304,700						
	155	304,900						
	156	305,200						
	157	305,500						
	158	305,800						
	159	306,100						
	160	306,400						
	161	306,800						
	162	307,100						
	163	307,400						
	164	307,700						
	165	308,100						
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

教育職給料表
イ 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	472,800
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	473,500
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	474,200
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	474,800
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	475,500
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	476,200
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	476,900
	45	234,600	293,400	358,700	409,400	477,500
	46	236,000	295,900	360,700	410,700	478,200
	47	237,300	298,300	362,700	412,200	478,900
	48	238,600	301,000	364,700	413,800	479,600
	49	240,100	303,400	366,500	415,500	480,200
	50	241,600	305,800	368,300	416,900	480,900
	51	242,800	308,300	370,200	418,500	481,600
	52	244,300	310,700	372,200	420,000	482,300
	53	245,600	313,100	374,100	421,700	482,900
	54	246,800	315,300	375,900	423,200	483,600
	55	248,200	317,400	377,700	424,800	484,300
	56	249,400	319,600	379,400	426,400	485,000

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	57	250,700	321,900	380,900	427,900	485,600
	58	251,800	324,000	382,500	429,400	486,300
	59	253,000	326,200	384,200	430,600	487,000
	60	254,200	328,200	385,900	431,800	487,700
	61	255,500	330,400	387,100	433,000	488,300
	62	256,900	332,500	388,500	434,300	
	63	258,300	334,700	389,900	435,600	
	64	259,500	336,900	391,200	436,800	
	65	260,900	338,800	392,600	438,000	
	66	262,400	341,000	393,800	439,200	
	67	264,000	343,100	395,200	440,400	
	68	265,700	345,300	396,600	441,600	
	69	267,200	347,300	397,900	442,800	
	70	268,600	349,200	399,200	444,000	
	71	270,000	351,300	400,600	445,200	
	72	271,500	353,300	401,900	446,400	
	73	272,600	355,100	403,200	447,500	
	74	274,000	357,000	404,600	448,100	
	75	275,400	358,800	406,000	448,600	
	76	276,700	360,700	407,300	449,100	
	77	278,100	362,600	408,500	449,600	
	78	279,300	364,300	409,700	450,200	
	79	280,500	366,000	411,000	450,700	
	80	281,700	367,600	412,400	451,200	
	81	282,900	369,100	413,700	451,700	
	82	284,100	370,600	414,900	452,300	
	83	285,300	372,100	415,900	452,800	
	84	286,500	373,500	417,100	453,300	
	85	287,700	374,600	418,300	453,800	
	86	288,800	376,000	419,500	454,400	
	87	290,000	377,400	420,700	454,900	
	88	291,200	378,700	421,700	455,400	
	89	292,400	380,000	422,800	455,900	
	90	293,500	381,300	423,800	456,500	
	91	294,700	382,500	424,800	457,000	
	92	295,900	383,800	425,800	457,500	
	93	296,700	385,100	426,700	458,000	
	94	297,700	386,200	427,500	458,600	
	95	298,800	387,500	428,300	459,100	
	96	300,000	388,700	429,100	459,600	
	97	301,000	390,100	429,900	460,100	
	98	302,100	391,100	430,300	460,700	
	99	303,100	392,200	430,700	461,200	
	100	304,200	393,200	431,100	461,700	
	101	305,100	394,100	431,500	462,200	
	102	306,200	395,100	431,800		
	103	307,300	396,200	432,100		
	104	308,300	397,300	432,400		
	105	308,900	398,000	432,700		
	106	309,800	398,900	433,000		
	107	310,600	399,800	433,300		
	108	311,400	400,700	433,500		
	109	312,300	401,500	433,700		
	110	312,700	402,400	434,000		
	111	313,100	403,200	434,300		
	112	313,600	404,000	434,500		
	113	314,200	404,600	434,700		
	114	314,600	405,300	435,000		
	115	315,100	406,000	435,300		
	116	315,600	406,700	435,500		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	316,200	407,300	435,700		
	118	316,700	407,800			
	119	317,100	408,200			
	120	317,600	408,600			
	121	318,100	409,000			
	122	318,500	409,300			
	123	319,000	409,600			
	124	319,500	409,800			
	125	320,100	410,000			
	126	320,400	410,300			
	127	320,700	410,600			
	128	321,000	410,800			
	129	321,200	411,000			
	130	321,500	411,300			
	131	321,800	411,600			
	132	322,100	411,800			
	133	322,300	412,000			
	134	322,500	412,300			
	135	322,700	412,600			
	136	323,000	412,800			
	137	323,300	413,000			
	138	323,500	413,300			
	139	323,800	413,600			
	140	324,100	413,800			
	141	324,300	414,000			
	142	324,500	414,300			
	143	324,800	414,600			
	144	325,000	414,800			
	145	325,300	415,000			
	146	325,500	415,300			
	147	325,800	415,600			
	148	326,100	415,800			
	149	326,300	416,000			
	150	326,500				
	151	326,800				
	152	327,100				
	153	327,300				
再任用 学校職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,500
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	450,000
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	450,500
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	451,000
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	451,500
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	452,000
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	452,500
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	453,000
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	453,500
	49	239,400	276,000	362,700	384,600	454,000
	50	240,800	278,000	364,200	386,100	454,500
	51	242,300	280,000	365,800	387,600	455,000
	52	243,500	282,000	367,400	389,000	455,500

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	53	244,700	283,900	368,900	390,200	456,000
	54	246,100	286,400	370,400	391,500	
	55	247,400	288,700	371,900	392,600	
	56	248,600	291,200	373,400	393,700	
	57	249,900	293,400	374,900	395,100	
	58	251,100	295,900	376,300	396,300	
	59	252,200	298,300	377,700	397,500	
	60	253,400	301,000	379,000	398,800	
	61	254,800	303,400	379,900	400,000	
	62	256,100	305,800	381,100	401,000	
	63	257,300	308,300	382,300	402,400	
	64	258,300	310,700	383,400	403,700	
	65	259,300	313,100	384,300	404,900	
	66	260,700	315,300	385,500	406,000	
	67	262,200	317,400	386,500	407,200	
	68	263,700	319,600	387,600	408,300	
	69	265,300	321,900	388,800	409,300	
	70	266,800	324,000	389,800	410,500	
	71	268,300	326,200	390,900	411,700	
	72	269,800	328,200	392,100	412,900	
	73	271,000	330,400	393,100	413,500	
	74	272,200	332,500	394,200	414,300	
	75	273,500	334,700	395,300	415,000	
	76	274,800	336,900	396,400	415,500	
	77	276,200	338,700	397,300	415,800	
	78	277,300	340,600	398,200	416,200	
	79	278,500	342,500	399,200	416,600	
	80	279,700	344,300	400,200	417,000	
	81	281,000	346,100	401,000	417,300	
	82	281,900	347,900	401,800	417,700	
	83	283,100	349,600	402,500	418,100	
	84	284,300	351,400	403,300	418,400	
	85	285,300	352,800	404,000	418,700	
	86	286,200	354,400	404,800	419,100	
	87	287,200	355,900	405,500	419,500	
	88	288,200	357,400	406,200	419,800	
	89	289,300	358,800	406,800	420,100	
	90	290,200	360,100	407,500	420,400	
	91	291,100	361,500	408,000	420,700	
	92	292,000	362,900	408,700	420,900	
	93	292,500	364,400	409,100	421,100	
	94	293,200	365,700	409,500	421,400	
	95	293,900	367,000	409,800	421,700	
	96	294,700	368,200	410,100	421,900	
	97	295,500	369,200	410,400	422,100	
	98	296,300	370,200	410,700	422,400	
	99	297,100	371,200	411,000	422,700	
	100	297,800	372,200	411,200	422,900	
	101	298,700	373,100	411,400	423,100	
	102	299,200	374,100	411,700	423,400	
	103	299,700	375,100	412,000	423,700	
	104	300,200	376,100	412,200	423,900	
	105	300,400	376,900	412,400	424,100	
	106	300,800	377,800	412,700	424,400	
	107	301,100	378,700	413,000	424,700	
	108	301,300	379,700	413,200	424,900	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	109	301,500	380,500	413,400	425,100	
	110	301,700	381,500	413,700	425,400	
	111	302,000	382,500	414,000	425,700	
	112	302,300	383,500	414,200	425,900	
	113	302,500	384,100	414,400	426,100	
	114	302,700	385,000	414,700	426,400	
	115	302,900	385,900	415,000	426,700	
	116	303,200	386,800	415,200	426,900	
	117	303,500	387,600	415,400	427,100	
	118	303,800	388,300			
	119	304,100	389,100			
	120	304,400	389,900			
	121	304,500	390,500			
	122	304,700	391,300			
	123	305,000	392,000			
	124	305,300	392,700			
	125	305,500	393,300			
	126		394,000			
	127		394,500			
	128		395,100			
	129		395,800			
	130		396,400			
	131		396,900			
	132		397,400			
	133		397,700			
	134		398,000			
	135		398,300			
	136		398,600			
	137		398,900			
	138		399,200			
	139		399,500			
	140		399,800			
	141		400,100			
	142		400,400			
	143		400,700			
	144		401,000			
	145		401,200			
	146		401,500			
	147		401,800			
	148		402,000			
	149		402,200			
	150		402,500			
	151		402,800			
	152		403,000			
	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
	158		404,500			
	159		404,800			
	160		405,000			
	161		405,200			
再任用 学校職 員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職員 以外の 学校 職員		円	円	円	円	円
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
	86		288,300	324,200	345,100	
	87		288,500	324,400	345,400	
	88		288,700	324,800	345,700	
	89		289,100	325,200	346,100	
	90		289,300	325,600	346,400	
	91		289,500	326,000	346,800	
	92		289,700	326,400	347,100	
	93		290,100	326,700	347,500	
	94		290,300	326,900	347,800	
	95		290,500	327,300	348,100	
	96		290,800	327,600	348,400	
	97		291,200	327,800	348,700	
	98		291,500	328,100	349,100	
	99		291,700	328,400	349,500	
	100		292,000	328,700	349,900	
	101		292,300	328,900	350,400	
	102		292,500	329,200	350,800	
	103		292,700	329,600	351,200	
	104		293,000	329,800	351,600	
	105		293,300	329,900	352,100	
	106			330,200		
	107			330,600		
	108			330,800		
	109			331,000		
	110			331,400		
	111			331,800		
	112			332,200		
	113			332,400		
再任用 学校職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900

事務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
再任用 学校職員 以外 の学校 職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
	94		293,600	341,400			
	95		294,000	341,900			
	96		294,400	342,300			
	97		294,600	342,400			
	98		294,900	342,900			
	99		295,300	343,300			
	100		295,700	343,600			
	101		295,900	343,900			
	102		296,200	344,300			
	103		296,600	344,700			
	104		296,900	345,100			
	105		297,100	345,600			
	106		297,400	346,000			
	107		297,800	346,400			
	108		298,100	346,800			
	109		298,300	347,300			
	110		298,700	347,700			
	111		299,100	348,000			
	112		299,400	348,300			
	113		299,500	348,800			
	114		299,800				
	115		300,100				
	116		300,500				
	117		300,700				
	118		300,900				
	119		301,200				
	120		301,500				
	121		301,900				
	122		302,100				
	123		302,400				
	124		302,700				
	125		303,000				
再任用 学校職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

別記第 2

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

別記第 3

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

人事管理に関する報告（意見）

はじめに

我が国全体が人口急減・超高齢化という極めて大きな課題に直面する中、本県においても、生産年齢人口の大幅な減少、医療・介護需要の急激な増加のほか、頻発する自然災害等、様々な課題への対応が求められている。

こうした課題に果敢に立ち向かい、的確に対処し、県民の信頼に応えていくためには、県政を支える全ての職員が、高い使命感・倫理観を持って、自らの能力を高め、その能力を十分に発揮していくことが不可欠である。

平成28年4月には、能力及び実績に基づく人事管理の徹底や退職管理の適正の確保を目的とした改正地方公務員法が施行される。

この法改正の趣旨を十分に踏まえ、能力本位の任用制度の確立や、適正な退職管理に引き続き取り組んでいくとともに、優秀で多彩な人材を確保しつつ、女性職員や高齢層の職員の一層の活用を図り、全ての職員の力が結集した活力ある組織づくりを進めていくことが必要である。

また、職員が県民の信頼に応え、高い士気を持って、最大限の能力を発揮できるよう、職場全体の意識改革と働きやすい勤務環境の整備を図っていくことが重要である。

主な課題と具体的方向

1 人材の確保

我が国の年齢別人口をみると、少子化の進行に伴い、若年人口が大きく減少してきており、今後、新規学卒者数についても年々減少し続けていくことが見込まれる。また近年、景気の回復基調を背景に民間企業の採用意欲は高まっており、国及び他の地方公共団体も含め、有為な人材獲得に当たっての

競合は厳しさを増している。

こうした中、本県においては、今後数年間にわたり定年による多くの職員の退職が見込まれることから、毎年、一定の採用者数の確保が必要となる。本県が求める優秀で多彩な人材を確実に採用するためには、より幅広い層の人に受験してもらうことが不可欠である。

これまで本委員会では、職員採用試験説明会の実施、各大学の就職説明会への参加、民間就職支援サイトの活用により、県職員の仕事やその魅力等の情報を積極的に発信してきた。また、今年度から、人材確保が難しくなっている技術系職種（設備職、総合土木職、建築職）について、公務員採用試験に特有の受験準備の負担から受験に消極的となっている学生等をターゲットに、その負担を軽減した新方式の職員採用試験を導入し、より幅広い層の受験者の確保を進めている。

本委員会においては、将来にわたって質の高い人材を確保するため、引き続き、県職員の仕事やその魅力等の情報の発信を充実させるとともに、職員採用試験の実施方法等について、新方式試験の結果も検証し、必要な検討を行っていくこととする。

任命権者においては、中長期的な視点に立った採用計画のもと、必要な人材をより確実に採用するため、県職員の仕事内容や勤務環境に対する不安を取り除く情報を適切に提供するなど、採用辞退の防止に取り組むことが必要である。

2 能力・実績に基づく人事管理の推進

平成28年4月1日から、人事評価の公正な実施や評価結果を人事管理の基礎とすること等を定めた改正地方公務員法が施行される。

本県においては、既に全ての職員に人事評価制度を導入し、任用等の人事管理に活用してきており、一定の定着をみている。また、評価結果を給与に

反映させる取組も進められてきたところである。

任命権者においては、法改正の趣旨を踏まえ、公平性や客観性、納得性に十分留意しつつ、人事評価制度を適切に運用するとともに、人事管理に一層の活用を図っていくことが重要である。

3 女性職員の活躍促進

政府においては、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉え、成長戦略の中核に位置付けた様々な取組が進められており、本年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したところである。この法律では、地方公共団体についても、女性採用比率や女性管理職比率等の女性活躍の状況の把握・分析を踏まえた数値目標の設定が義務付けられている。本県においても、女性職員のより一層の活躍促進が求められる。

内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成26年度）」によると、管理職（知事部局、教育局、警察本部等）に占める女性の割合は、都道府県の平均が7.2%であるのに対し、本県では5.9%となっている。

これまで本県においては、職域の拡大や管理職を目指す女性職員のための研修の実施等に取り組み、能力や意欲のある女性職員の積極的な登用を図ってきたが、こうした取組を更に進めていくことが必要である。

任命権者においては、女性職員の個々の能力、適性等を適切に評価し、それぞれの状況に応じて管理職を目指せるよう、計画的なキャリアの形成や研修の更なる充実を図るなど、これまで以上に積極的な活躍促進を図ることが重要である。

また、女性職員の活躍促進を支える管理監督者をはじめとする職場全体の意識改革を図るとともに、多様な働き方の検討を進めるなど、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいく必要がある。

なお、本委員会が実施する主査級昇任試験においては、誰もが取り組みやすくなるよう受験者負担の軽減を図った結果、女性職員の受験率が着実に上昇してきている。引き続き、より多くの女性職員の受験を促すため、試験にチャレンジする意欲の醸成に努めることとする。

4 雇用と年金の接続

平成28年度から公的年金の支給開始年齢は62歳となり、今後も段階的に65歳まで引き上げられることとなっている。これに伴い、60歳で定年退職となる職員は、年金が支給されない期間が段階的に長期化していくこととなる。

知事部局では、雇用と年金の接続を図るための取組を進め、定年退職後に新たに再任用された職員のうちフルタイム勤務の割合が、一昨年までは2割未満であったが、昨年は約4割、更に今年は約6割と増加してきている。今後、年金が支給されない期間が段階的に長期化することに伴い、収入の確保を図るため、フルタイム勤務を希望する者の増加が更に見込まれる。

任命権者においては、引き続き、再任用制度を活用し、職員が退職時まで培った知識・経験・能力を最大限活用できる職や、後進の指導育成等を担う職へのフルタイム勤務での登用など、意欲と能力のある職員を相応の職域・勤務形態で活用していくことが必要である。

国においては、段階的な定年年齢の引上げを含めた雇用と年金の接続のための措置について改めて検討を行うこととしている。本委員会においては、こうした国の動向等を注視しつつ、再任用職員の給与を含め、雇用と年金の接続について、引き続き必要な検討を行っていくこととする。

5 勤務環境等の整備

(1) 職員の勤務時間等

ア 総実勤務時間の縮減とワークライフバランスの推進

総実勤務時間を縮減し、ワークライフバランスを推進することは、職員の健康保持や公務能率の維持・向上を図るとともに、仕事と生活の双方をより豊かに相乗的に充実させることにつながるものであり、社会の活力を高める上でも重要である。

休日及び時間外の勤務は、任命権者により時間数は大きく異なるが、概ね同程度の水準で推移している。また、年次休暇の取得日数は、知事部局等では概ね同程度の水準で推移しているが、教育委員会においては2年連続で減少している。

任命権者においては、これまで、それぞれの業務の実情を踏まえつつ、職員の総実勤務時間を縮減し、ワークライフバランスの推進を図る様々な取組を実施している。知事部局では、時間外勤務の縮減に向け、本年度から新たに、職員が事務作業に集中して取り組めるよう、職員間での業務依頼や相談を一定時間原則として行わない「集中タイム」を試行するなどの取組を実施している。また、休暇の取得を促進するため、平成25年度から全職員が授業参観や家族旅行といった年間の休暇の予定を記載する「休暇取得予定シート」を作成し、年度当初に管理監督者と面談を行うなどの取組を実施している。

任命権者においては、管理監督者をはじめとする職場全体の働き方に対する意識改革や、職場内での業務情報の共有化等を進め、互いに支え、協力し合いながら、仕事と家庭の両立が十分に実現できる職場づくりを行うことが重要である。引き続き、総実勤務時間を縮減し、ワークライフバランスの推進を図るため、それぞれの業務の実情に応じた実効性のある取組を積極的に実施していくことが必要である。

イ 多様な働き方への対応

人事院は、本年8月、近年のワークライフバランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化等を踏まえ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することが適当であるとする報告及び勧告を行った。

このフレックスタイム制は、交替制勤務のように業務の性質上適用が困難な場合や窓口業務を行う職場において必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合を除き、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるよう勤務時間を割り振ることができる仕組みとなっている。

柔軟な勤務形態を用意し、働きやすい環境を整備することは、公務能率の一層の向上や、仕事と育児等との両立の推進、ひいては人材確保にも資するものと考えられる。また、4週間単位ではあるものの、弾力的な勤務時間の設定が可能なおから、記者発表対応等の時間外業務への活用により、総実勤務時間の縮減に一定程度寄与することも期待できる。

特に、育児や介護を行う職員については、より柔軟な勤務形態を可能とする仕組みとなっており、本県においても、育児や介護を行う職員に対するフレックスタイム制を導入することは意義あるものとする。

一方で、住民サービスを直接担う地方公共団体においては、交替制勤務や窓口業務等を行う職場が比較的多いなど、原則として全ての職員を対象とする国とは異なる状況も存している。

これらを踏まえ、フレックスタイム制については、実際に導入が可能な業務の範囲、業務ごとの県民サービスに与える影響、職員のニーズ、総実勤務時間の縮減への寄与の程度、勤務時間管理事務の増加等、様々な観点からその効果・影響を考慮する必要がある。任命権者においては、

試行的・段階的な実施による課題の把握や効果等を見極めを行うことも視野に入れ、フレックスタイム制の導入について検討する必要がある。

また、情報通信技術を活用した新しい働き方であるテレワークについても、仕事と育児等との両立の推進に資することが期待できる。任命権者においては、情報セキュリティやサービス上の課題を整理し、その導入の可能性について検討を進める必要がある。

ウ 学校現場における教育職員の負担軽減

文部科学省は、平成26年度に全国の公立小・中学校を対象に業務実態調査を実施し、教員の平均在校時間が1日当たり11時間を超えるなど、多忙な教員の業務の実態を公表した。

本県においても、教育局が平成24年度に県立高校等を対象として実施した教育職員の勤務状況調査によると、平成17年度に実施した同様の調査と比べ、教育職員の出勤時刻は早く、退勤時刻は遅くなっており、その在校時間の長時間化の傾向がうかがえる。

こうした中で、本県の学校現場において、個々の教育職員の勤務状況の把握が十分とは言えない状況も見受けられる。

教育委員会においては、教育職員についても適正に勤務時間を管理することがその責務であることを再認識し、個々の教育職員の勤務日ごとの始業及び終業時刻を確認し、勤務状況を適切に把握することが必要である。

学校現場における教育職員の負担軽減は、職員の健康保持やワークライフバランスの推進に資するだけでなく、教育職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って効果的な教育の推進を図るための環境を整備することにもつながる。そして、教育のより一層の向上や優秀な人材の確保にも資する重要なものである。

教育委員会では、平成24年3月に「学校における負担軽減検討委員会報告書」をとりまとめ、教育職員の負担軽減に取り組んでいる。今後、その負担軽減方策の進行管理と取組状況の確認を行う中で、その効果を検証することが必要である。

また、適切に把握した個々の教育職員の勤務時間内における業務内容を分析し、文部科学省による「学校現場における業務改善のためのガイドライン」も参考に、学校現場とのより密接な連携のもと、今後とも、教育職員の必要な負担軽減に取り組んでいくことが求められる。

(2) 職員の健康管理

心身の故障による休職者のうち、心の疾病を原因とする休職者の割合は、依然として高い水準で推移している。心の健康管理は、職員の健康保持だけでなく、公務能率の維持・向上の観点からも重要な課題である。

任命権者においては、心の健康づくりに係る計画を定め、疾病の予防・健康の保持増進を図る一次予防、早期発見・早期対応を図る二次予防及び職場復帰・再発防止を図る三次予防と、各段階に応じた対策を総合的に推進している。引き続き、心の健康づくりに係る計画の各取組を継続的かつ着実に推進し、職員一人ひとりの心の健康を増進していくことが必要である。また、ストレスは、職員の不祥事につながる可能性もあることから、早い段階で職員の異変の兆候に気付き、対応することができるよう、風通しの良い職場づくりを進めることも重要である。

なお、本年12月から施行される改正労働安全衛生法に基づき、年1回の実施が義務付けられるストレスチェック制度については、一次予防の一層の推進につながるよう、効果的な運用を図っていくことが必要である。

(3) 職場におけるハラスメントの防止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の職場におけるハラスメントの防止は、職員が高い士気を保ち、その能力を十分に発揮できる職場環境を維持する上で、重要な課題である。

本県においても、本委員会が対応している職員苦情相談には、毎年少なからず、ハラスメントに関連する相談が寄せられている状況である。

任命権者においては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止に関する要綱等を定め、防止推進員を設置し、職員からの相談に対応する体制を整備するとともに、職員の意識改革を図るための研修等を実施している。引き続き、職員の意識改革を進め、効果的なハラスメント防止対策に取り組んでいく必要がある。

6 不祥事の再発防止に向けた徹底した取組

職員による不祥事は未だ後を絶たず、憂慮すべき状況である。県議会においても、個々の職員の更なる自覚と関係機関による再発防止に向けた万全の対策を求める「不祥事の再発防止対策を求める決議」がなされている。

知事部局では、県議会の決議を踏まえ、全職員が不祥事の防止について自らの問題として深く考え、改めて自覚させる研修を実施するなど、より効果的な対策に取り組んだところである。

職員においては、こうした研修等を通じ、不祥事が組織全体に対する県民の信頼を失わせることはもとより、自分自身の将来やかけがえのないものまで失う結果を招くことを、改めて深く自覚する必要がある。

任命権者においては、不祥事の根絶を目指し、厳格に服務規律を確保するよう、あらゆる機会を捉え、研修等により繰り返し職員に対する意識付けを図るなど、徹底した不祥事の再発防止対策に継続して取り組んでいくことが必要である。

職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告

参 考 資 料

平成27年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第 1 職員の給与	
平成27年職員給与実態調査の概要	1
第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	2
第 2 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	2
第 3 表 給料表別平均給与月額等	3
第 4 表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その 1 行政職給料表	5
その 2 公安職給料表	8
その 3 研究職給料表	11
その 4 医療職給料表(1)	12
その 5 医療職給料表(2)	13
その 6 医療職給料表(3)	15
その 7 教育職給料表(1)	18
その 8 教育職給料表(2)	20
その 9 学校栄養職給料表	22
その 10 事務職給料表	23
第 5 表 扶養手当の支給状況	26
第 6 表 住居手当の支給状況	26
第 7 表 管理職手当の支給状況	27
第 8 表 単身赴任手当の支給状況	27
第 9 表 再任用職員の給料表別・級別人員	
その 1 フルタイム勤務職員	28
その 2 短時間勤務職員	28
第 2 民間の給与等	
平成27年職種別民間給与実態調査の概要	29
第10表 産業別・企業規模別調査事業所数	30
第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	30
第12表 職種別にみた給与額等	
その 1 職員給与と民間給与との比較職種	31
その 2 その他の職種	33
第13表 初任給の改定状況	35
第14表 給与改定の状況	35
第15表 定期昇給の実施状況	36
第16表 定期昇給制度の状況	36
第17表 家族手当の支給状況	
その 1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する収入制限の状況	37
その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	37
その 3 扶養家族の構成別支給月額	37
第18表 住宅手当の支給状況	38
第19表 特別給の支給状況	38
第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	38
第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	39
第22表 公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務)の給与水準の状況	39
第 3 人事院勧告	
第23表 人事院による報告及び勧告の概要	40
第 4 標準生計費	
標準生計費の算定方法(平成27年4月)	43
第24表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成27年4月)	44
第 5 労働経済指標	
第25表 労働経済指標	45

第1 職員の給与

平成27年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成27年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、平成27年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

平成27年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

平成27年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

（参考）各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,279	72.5	9.0	18.4	0.1	68.3	31.7
公安職給料表	11,391	38.7	5.3	56.0	-	91.1	8.9
研究職給料表	292	92.8	4.1	3.1	-	77.4	22.6
医療職給料表(1)	46	100.0	-	-	-	87.0	13.0
医療職給料表(2)	358	80.7	18.7	0.6	-	41.9	58.1
医療職給料表(3)	214	57.0	41.6	1.4	-	6.1	93.9
教育職給料表(1)	10,220	94.3	3.5	2.2	-	61.3	38.7
教育職給料表(2)	26,513	89.2	10.8	0.0	-	45.0	55.0
学校栄養職給料表	164	36.6	63.4	-	-	4.9	95.1
事務職給料表	1,170	43.9	18.9	37.2	-	42.2	57.8
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	58,648	76.7	8.6	14.6	0.1	60.0	40.0

(注) 再任用職員は含まれていない(以下、第8表まで同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分	平成27年	平成26年
給与種目		
給料	345,159 円	350,371 円
扶養手当	8,641	8,992
地域手当	29,067	25,826
住居手当	4,531	4,302
管理職手当	9,184	9,181
その他の手当	3	8
平均給与月額	396,585	398,680

職員数	8,076 人	8,130 人
平均年齢	43.9 歳	44.2 歳
平均経過年数	21.9 年	22.1 年

(注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。
 2 給料には、給料の調整額及び平成27年の切替えに伴う差額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均経験 年数	給料	扶養 手当
	人	歳	年	円	円
行政職	8,279	43.4	21.4	341,149	8,433
公安職	11,391	37.7	16.9	321,437	11,227
研究職	292	43.7	20.5	365,986	9,702
医療職(1)	46	48.1	22.9	484,131	12,989
医療職(2)	358	41.8	18.7	338,360	5,626
医療職(3)	214	41.3	18.6	337,428	3,442
教育職(1)	10,220	44.7	22.0	384,700	8,189
教育職(2)	26,513	41.7	19.0	357,136	5,815
学校栄養職	164	41.8	20.5	326,769	2,143
事務職	1,170	40.6	19.4	313,260	4,662
特定任期付職員	1				
全給料表	58,648	41.7	19.5	351,752	7,631

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年の切替えに伴う差額等を含む。
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

地 域 手 当	住 居 手 当	管理職 手 当	その他の 手 当	平均給与月額
円	円	円	円	円
28,711	4,451	8,959	3	391,706
26,765	4,289	1,827	240	365,785
30,780	5,789	9,058	0	421,315
83,277	4,109	58,059	208,774	851,339
27,818	5,894	3,743	0	381,441
27,418	3,322	1,862	0	373,472
31,682	5,067	3,010	8,049	440,697
29,446	5,707	5,934	5,445	409,483
26,313	3,733	-	0	358,958
25,434	5,337	-	0	348,693
29,154	5,121	4,947	4,075	402,680

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1							1			
2										
3										4
4										3
5		1				1				2
6		1								2
7										1
8		1								
9	9									2
10		1								
11	1	116								1
12	1	11								
13	10	29								
14	1	25								
15	1	68	1							
16		16					1			
17	9	24	2	1					4	
18		17	1						3	
19	1	86	37	1						
20	2	17	5	1					1	
21	6	30	23	2					2	
22		18	13	3					1	
23	4	63	47	8						
24	1	14	20	1					1	
25	11	61	20	7				1		
26		13	20	6						
27	2	50	30	13			1			
28	1	21	13	3						
29	193	74	33	7						
30	5	9	22	8						
31	20	55	24	14	1			1		
32	9	11	12	3				13		
33	114	27	63	11				20		
34	3	9	13	7			22	7		
35	29	2	27	11	1		26	11		
36	14	2	9	5			1	1		
37	197	8	36	16				4		
38	14	3	13	5	2		2	4		
39	34	4	33	18	10		5	4		
40	24	3	7	3	1		5	3		
41	11	3	30	13	4		20			
42	4	2	6	8	1		11	3		
43	6	4	25	45	3		10	6		
44	3		15	11	2		2	2		
45	5		29	17	13		5	11		
46	7	1	10	15	2		4			
47	4		29	85	11		14			
48	5		12	19	2		11			
49	4		26	77	13		14			
50	1	2	8	28	1		10			
51	2	1	33	113	3	1	25			
52	2		11	25	2		22			
53	7		32	83	16	33	15			
54	1	2	9	23	5	33	12			
55	1		25	63	6	30	10			
56	2		7	32	6	1	10			

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
57	人	2	人	人	人	人	人	人	人	人	人
58				37	80	38	14	7			
59				11	28	9	1	6			
60				34	77	8	16	8			
61	3			14	37	4	6	6			
62				24	137	35	10	52			
63			1	7	43	5	10				
64				14	75	7	9				
65				5	32	5	6				
66				3	136	31	5				
67				4	24	8	3				
68				5	37	16	7				
69				3	45	11	2				
70				4	101	65	8				
71				3	14	4	6				
72				1	34	11	12				
73				1	8	18	5				
74				2	27	80	14				
75					27	11	2				
76				1	109	20	24				
77				2	36	64	12				
78				2	31	41	25				
79				2	26	18	10				
80				1	100	69	292				
81				1	43	19	7				
82				1	26	23	268				
83					30	46					
84				2	66	18	25				
85					67	37					
86					33	27					
87					17	60					
88					12	171					
89					24	29					
90					12	182					
91				2	24	2					
92					15	55					
93					23						
94					393	1					
95				1							
96											
97											
98				1							
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106				1							
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
116	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人 786	人 906	人 1,020	人 2,860	人 1,353	人 898	人 338	人 91	人 12	人 15
平均 給料月額	円 187,913	円 223,405	円 291,684	円 368,362	円 394,186	円 419,966	円 445,503	円 468,240	円 507,167	円 534,400
人員総計	人 8,279	平均 給料月額	円 340,487							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下、第4表のその2からその10の各表において同じ。)

その2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9			1						
10									
11									
12									
13	230			1					
14									
15	9	3							
16	10	6							
17	105	246	4	1					
18	2	4	1						
19	8	42	25						
20	13	19							
21	125	233	14						
22	4	22	9						
23	8	32	134		3				
24	7	33	3						
25	14	157	37	1	4				
26	2	26	16		2				
27	4	62	177	2	7		1		
28		54	24	1	2				
29	6	188	57	52	5				
30	4	39	25	14	9				
31	3	59	163	82	7				
32	2	49	24	16	8	1			
33	3	61	92	60	16	1			
34	3	33	37	23	16	2			
35	5	35	172	64	18	3			
36	4	22	37	22	13	1			
37	1	38	100	95	21	2	1		2
38	2	18	48	25	11	2			12
39	5	17	176	73	25	1			
40	2	12	50	52	12	2			1
41	1	19	118	109	21	2	2		
42	1	16	58	37	12	1			3
43		11	146	93	18	7	2		7
44		11	47	51	9	1	1		5
45	1	10	70	103	12	2	5		27
46	1	15	28	51	8	2	1		
47		14	54	84	24	10	4		
48	1	5	24	45	15		2		
49	2	9	70	106	22	9	6		
50	1	5	39	51	14	2	2		
51	2	5	44	80	27	8	3		
52	1	5	39	49	15	2	2	1	
53		6	63	82	18	2	1		
54		3	25	37	7		4		
55		3	37	60	22	8	7	14	
56		1	24	32	10	1	4	3	
57		1	30	54	22	4	6	3	
58		2	20	48	5	3	9	1	
59		1	32	51	15	1	9	5	

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
60		3	18	36	14	2	6	1	
61			27	62	14	4	11	106	
62			14	30	12	3	5		
63		1	25	37	9	6	9		
64			17	42	12	1	2		
65		1	16	43	10	2	5		
66			16	30	21	1	8		
67			22	40	15	2	4		
68			11	23	9	2	3		
69			22	37	19	6	4		
70			15	30	27		4		
71		1	12	44	23	3	10		
72			11	23	20	4	8		
73			1	44	38	2	15		
74				18	18	1	11		
75			3	45	13		8		
76			3	20	17	5	8		
77			2	32	19	1	14		
78				9	17	5	14		
79				43	23	1	104		
80				19	26	4	11		
81				36	9	6	61		
82				12	23	10	1		
83				51	18	21	11		
84				10	24	36	3		
85				27	23	28	10		
86				17	25	23			
87				38	19	199			
88				16	29	11			
89				27	31	48			
90				21	19	3			
91				22	32	13			
92				25	29	1			
93				20	171	4			
94				30					
95				25					
96				25					
97				21					
98				27					
99				12					
100				24					
101				14					
102				20					
103				11					
104				23					
105				5					
106				42					
107				12					
108				31					
109				12					
110				37					
111				9					
112				39					
113				11					
114				24					
115				14					
116				35					
117				16					
118				39					

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
119	人	人	人	人	人	人	人	人	人
120				22					
121				35					
122				16					
123				38					
124				19					
125				42					
126				492					
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 592	人 1,658	人 2,629	人 4,058	人 1,303	人 538	人 422	人 134	人 57
平均 給料月額	円 192,922	円 227,390	円 266,323	円 353,816	円 401,794	円 428,377	円 449,716	円 467,420	円 485,121
人員総計	人 11,391	平均 給料月額	円 321,415						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						65			3		
2						66			1	4	
3						67			4	3	
4						68			1	2	
5		2				69			4	5	
6						70			1	1	
7		1				71			4	7	
8						72			1	6	
9		1				73			7	2	
10						74			1	1	
11		1	1			75			1	1	
12			1			76			5	1	
13		5	1			77			5	8	
14		2	1			78			5		
15			4			79			5		
16						80			2		
17		6	1			81			2		
18						82			7		
19			2			83			2		
20		1	1			84			3		
21		4				85			1		
22		1	1			86			7		
23			4			87			4		
24			1			88			7		
25		4	3			89			17		
26						90					
27		2	2			91					
28						92					
29		1				93					
30		3				94					
31		3	1			95					
32		2				96					
33		4	1			97					
34		1				98					
35		2	5			99					
36		1				100					
37		3	1			101					
38		1	2			102					
39		1	3			103					
40						104					
41			3			105					
42			3			106					
43			2			107					
44		1				108					
45			1			109					
46			1			110					
47			2			111					
48			1			112					
49			3	2		113					
50			1			114					
51		1	2	1		115					
52			1	1		116					
53			1	1		117					
54			1	1		118					
55			2	4		119					
56			1			120					
57			2	1		121					
58			1								
59			2	3							
60			1	1							
61			4	1							
62			1	1							
63			3	3							
64			1	1							
人員計	人	人	人	人	人	人員計	人	人	人	人	人
	0	54	176	62	0		0	54	176	62	0
平均	円	円	円	円	円	平均	円	円	円	円	円
給料月額	0	244,104	377,228	440,231	0	給料月額	0	244,104	377,228	440,231	0
人員総計	人	平均	円			人員総計	人	平均	円		
	292	給料月額	365,986				292	給料月額	365,986		

その4 医療職給料表(1) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	1級	2級	3級	4級
級	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	1			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23			1	
24				
25				
26				
27				
28				
29	2			
30				
31				
32				
33				
34				
35	1			
36		2		
37				
38		1		
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				
45				1
46				1
47				1
48				
49		1		1
50				
51				2
52				
53			1	
54		1		
55				1
56				
57				
58				
59				2

号給	1級	2級	3級	4級
級	人	人	人	人
60			2	
61		1		
62		1		
63			1	
64				
65		1		2
66				
67			1	
68				
69				
70				
71				
72		1	1	
73				
74				
75		1		
76			1	
77				
78		1		
79				
80				
81				
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			2	
90		1		
91		1		
92				
93				
94				
95				
96				
97		2		
人員計	人 8	人 15	人 12	人 11
平均 給料月額	円 301,488	円 461,227	円 513,942	円 559,173
人員総計	人 46	平均 給料月額	円 470,620	

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

給 号	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人	7級 人	8級 人
1								
2								
3			2					
4								
5		3						
6								
7			10					
8								
9		3	3					
10								
11			11					
12		1	2	1				
13								
14			2					1
15			10	4				
16			1					
17		13	3	1	2			
18								
19			3	6	1			
20			2		1			
21	1	1	5	2	1			
22			4					
23			4	6	2			
24			1	1	1			
25			3	3	2			
26								
27			1	4				
28				3	2			
29		1		1	2			
30			2	1			3	
31			1	4	3			
32		1		1				
33		1			2			
34				1				
35				2	3		1	
36				1	2		1	
37								
38								
39				1	1			
40					1			
41							1	
42					1			
43					1	1		
44					1	3		
45					1	1		
46						1		
47					5	2		
48					1	4		
49						1		
50					2			
51					2	1		
52					3	3		
53						1		
54					2	2		
55					2	2		
56					1			
57					2	1		
58					2	2		
59					3	1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
60								
61					7	2		
62					7	1		
63					2	3		
64					1	2		
65					5	36		
66					1			
67					5			
68					1			
69					7			
70					1			
71					3			
72					2			
73					4			
74					2			
75								
76								
77					5			
78					2			
79					4			
80					3			
81					1			
82					1			
83					3			
84					2			
85					19			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 1	人 24	人 70	人 43	人 143	人 70	人 6	人 1
平均 給料月額	円 176,600	円 204,379	円 237,194	円 278,747	円 372,896	円 414,018	円 434,567	円 466,300
人員総計	人 358	平均 給料月額	円 332,543					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

号給	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人	7級 人
1							
2							
3			8				
4			1				
5			1				
6							
7			7				
8							
9		2					
10							
11			4				
12							
13		3					
14							
15		5	7				
16							
17		3	4				
18			1				
19		3					
20							
21		2	6				
22			1				
23		1					
24			1				
25			2				
26							
27							
28							
29		1	1				
30			1				
31			1				
32							
33		1	2				
34		1			1		
35					1		
36					1		
37					3		
38			1				
39			1		1		
40						1	
41			1		1	1	
42					2		
43			1			1	
44							
45			1		1	2	
46					4		1
47					2	1	1
48					1		
49						2	
50						1	
51							
52					2	2	
53					1		
54					1	1	
55			1			4	
56							
57					2	2	
58			1			2	1
59		1				3	1

級 号給	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人	7級 人
60					1	1	
61					2		
62							
63					4		
64					4		
65				1	1		
66							
67					5		
68							
69					1	13	
70					3		
71					2		
72					1		
73					3		
74					3		
75					1		
76					4		
77					3		
78					1		
79					1		
80					2		
81					1		
82					3		
83					2		
84					3		
85					3		
86					2		
87							
88							
89					3		
90		1			3		
91							
92							
93					7		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 24	人 55	人 25	人 92	人 18	人 0
平均 給料月額	円 0	円 220,325	円 254,516	円 318,368	円 383,601	円 442,139	円 0
人員総計	人 214	平均 給料月額	円 329,417				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						60	1	33			2
2						61		54			2
3						62	2	24			4
4						63	4	35			8
5	1	105				64		39	1		3
6						65	2	55	1		2
7		7				66		38			11
8		7				67	3	47	1		10
9		116				68	1	38	1		8
10		4				69	3	39	1		7
11		13				70	2	40			12
12		12				71	3	61			3
13		131				72		31			15
14		5				73	3	42	2		12
15		21				74	3	43			35
16		26				75	1	71	1		5
17		85				76		37	3		15
18		10				77		30	2		23
19		111				78	4	50			7
20		22				79	4	57			9
21		86				80		43			14
22		17				81	5	29	4		9
23		125				82	2	51			13
24		27				83	2	51	1		12
25		120				84	2	31	4		11
26		26				85	3	57	1		11
27		104				86	1	50			10
28		33				87	1	72	2		12
29		64				88		33	5		5
30		35				89	2	48	4		
31	1	122				90	2	46	1		1
32		36			2	91	5	53	5		
33	2	52			2	92		21	1		
34	1	47			4	93	1	30	3		
35	1	126			15	94	4	35	3		
36	1	30			9	95	2	54	2		
37	2	57			10	96	1	25	5		
38		43			2	97	1	61	2		
39	2	84			4	98	3	21	2		
40		29			10	99	4	49	1		
41		45			12	100		37			
42		39			11	101	1	52			
43	2	84			8	102	2	32			
44	1	28			13	103	6	26			
45	2	38			12	104	1	39			
46		28			12	105	3	75			
47	4	35			14	106	4	43			
48	1	34			6	107	4	55			
49	1	33			10	108	2	67			
50	2	28	1		4	109	2	37			
51	5	48		2	10	110	2	62			
52	1	40			2	111	6	65			
53		45			3	112	2	57			
54	3	31			2	113	8	59			
55	4	51	1		1	114	1	107			
56	1	39		2	1	115	4	51			
57	1	63		1	1	116	3	110			
58	1	33				117	6	75			
59		32	2	4		118	2	125			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
119	5	54			
120	4	70			
121	2	71			
122	3	219			
123	5	79			
124	2	84			
125	4	250			
126	2	87			
127		140			
128		190			
129		157			
130		166			
131		194			
132		203			
133		168			
134		193			
135		194			
136	1	296			
137		209			
138		175			
139		131			
140		172			
141		110			
142		106			
143		53			
144		66			
145		6			
146		7			
147		3			
148		2			
149		9			
150					
151					
152					
153					
人員計	人 204	人 9,474	人 63	人 300	人 179
平均 給料月額	円 286,672	円 363,695	円 418,311	円 462,707	円 488,245
人員総計	人 10,220	平均 給料月額	円 367,582		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						60		119	3		
2						61		175	9	1	
3						62		114	3		
4						63		203	15		
5						64		107	3	2	
6						65		242	7	3	
7						66		105	5	2	
8						67		181	7	2	
9						68		121	2		
10						69		270	8	3	
11						70		109	6		
12						71		170	7	3	
13						72		125	5	1	
14						73		257	13	10	
15		1				74		97	4	7	
16						75		145	10	12	
17		423				76		131	4	20	
18						77		228	15	32	
19		14				78		82	5	35	
20		18				79		120	7	36	
21		567				80		90	3	18	
22		5			2	81		159	18	34	
23		39			1	82		138	13	55	
24		39			19	83		211	14	31	
25		629			55	84		91	15	67	
26		15			77	85		138	6	64	
27		63			44	86		104	12	51	
28		70			19	87		170	10	19	
29		352			11	88		91	13	52	
30		21			27	89		123	9	54	
31		429			34	90		95	15	72	
32		100			56	91		146	11	53	
33		316			20	92		91	3	58	
34		65			26	93		123	9	78	
35		520			26	94		103	27	43	
36		92			29	95		125	13	57	
37		259			49	96		91	20	76	
38		84			71	97		119	9	50	
39		521	1		49	98		92	11	46	
40		78			76	99		120	7	41	
41		210	2		60	100		75	9	44	
42		114			91	101		82	9	27	
43		494	1		65	102		62	9	7	
44		83			86	103		102	6	4	
45		206	1		87	104		59	3		
46		152			44	105		65	4		
47		543	4		43	106		75		2	
48		96	2		9	107		86	1		
49		183	2		18	108		61			
50		153			7	109		100			
51		445	9		7	110		66			
52		107	3		2	111		69			
53		190	4		12	112		73			
54		110	2			113		103			
55		337	5			114		72			
56		69	2	1		115		95			
57		95	4			116		109			
58		69	2			117		128			
59		145	8	1		118		95			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
119		112			
120		134			
121		84			
122		135			
123		157			
124		129			
125		111			
126		188			
127		73			
128		122			
129		96			
130		132			
131		113			
132		112			
133		116			
134		231			
135		154			
136		139			
137		283			
138		167			
139		185			
140		213			
141		229			
142		197			
143		345			
144		444			
145		361			
146		452			
147		372			
148		464			
149		389			
150		394			
151		249			
152		312			
153		177			
154		151			
155		76			
156		114			
157		2			
158		2			
159					
160		2			
161		11			
人員計	人 0	人 23,548	人 469	人 1,274	人 1,222
平均 給料月額	円 0	円 332,232	円 399,881	円 434,999	円 458,071
人員総計	人 26,513	平均 給料月額	円 344,166		

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5			1		
6					
7			4		
8					
9					
10					
11			3		
12			1		
13			2		
14		1			
15			2		
16					
17		1	3		
18			1		
19			3	6	1
20			1	1	
21			3		1
22			1		1
23		1	4	2	
24			1	4	
25			4	2	
26			1	1	1
27			1	2	
28				5	
29					
30					2
31			1		1
32				1	
33					
34			2	1	1
35					
36					
37			1		
38					
39					
40					1
41					1
42				1	
43					
44		1			4
45					1
46					
47					3
48					
49					3
50					
51					
52					4
53					1
54					1
55					
56					3
57					
58					1
59					2
60					3

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
61					2
62					1
63					
64					1
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					1
72					
73					
74					
75					2
76					
77					1
78					
79					1
80					
81					1
82					1
83					
84					
85					47
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 0	人 4	人 40	人 26	人 94
平均 給料月額	円 0	円 216,625	円 242,545	円 279,765	円 380,297
人員総計	人 164	平均 給料月額	円 326,769		

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		9					
10							
11		1	22				
12			2				
13		3	16				
14			3				
15		1	31				
16		1	3				
17		15	16				
18			4				
19		7	5	4			
20			5	3			
21		14	31	7			
22			1	4			
23		4	20	10			
24			4	10			
25		12	17	12			
26			4	1			
27		2	13	7			
28			3	5	1		
29		9	14	9			
30			7	7			
31		12	11	14	1		
32			4	3	1		
33		7	1	6	2		
34			2	6	1		
35		2	2	7	4		
36		2	1	1			
37		19		7	5		
38		1		1	1		
39		14	1	7	1		
40		2		1			
41		2		12	5		
42		1			1		
43		1		5	9		
44					2		
45		1		7	10		
46				1	2		
47			1	5	7		
48							
49				3	3		
50					3		
51					14	1	
52					5		
53		1		4	4	1	42
54		1		1	5		
55				1	17	1	7
56					4	1	
57				1	3	3	
58		1			2	1	
59					9	3	19

級 号給	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人
60				3		
61				8	2	3
62				6	3	
63				5	3	
64			1	2	1	
65			3	7	4	
66				4	3	
67				2	1	
68				1	6	
69				1	2	
70					2	
71					2	8
72				1	6	
73				4	8	1
74					2	
75					3	16
76				1	6	
77				2	3	16
78					6	1
79					8	100
80					6	
81				1	5	
82					7	
83					7	
84					12	
85					5	
86					4	
87					8	
88					11	
89					42	
90						
91					33	
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
119	人	人	人	人	人	人
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 145	人 244	人 176	人 170	人 222	人 213
平均 給料月額	円 177,350	円 221,988	円 279,036	円 356,150	円 396,453	円 417,676
人員総計	人 1,170	平均 給料月額	円 313,260			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		23,588 人
扶 養 親 族 の 種 類	配 偶 者	13,465
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目の子等	1,171
	上記以外の扶養親族	31,580
	うち特定期間にある子	10,872
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		18,974 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は13,000円、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目の子等は11,000円、その他の扶養親族は1人につき6,500円である。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を指し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		11,399 人
	手当月額27,000円未満の受給者	2,127
	手当月額27,000円の受給者	9,272
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,349 円

(注) 現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	知事部局等	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長				
県立学校等		校 長		教 頭		事務部長	事務長		
警察本部		参事官 警察署長	課 長 副 署 長	主席調査官	次 席				
受 給 者	29 人	1,550 人	377 人	2,070 人	16 人	50 人	125 人	4,217 人	円 68,801

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	km 100 未満	km 100 ~ 300	km 300 ~ 500	km 500 ~ 700	km 700 ~ 900	km 900 ~ 1,100	km 1,100 ~ 1,300	km 1,300 ~ 1,500	km 1,500 ~ 2,000	km 2,000 ~ 2,500	km 2,500 以上		
受 給 者	102 人	1 人	1 人	1 人	- 人	1 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	106 人	円 26,679

(注) 「100~300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	130		32	48	7	26	11	1	2	3	
公安職給料表	41				39	2					
研究職給料表	9		2	5	1	1					
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	4					2	2				
医療職給料表(3)											
教育職給料表(1)	291		291								
教育職給料表(2)	744		739			5					
学校栄養職給料表	2			2							
事務職給料表	41		37	4							
給料表計	1,262										
60歳	601										
61歳	304										
62歳	199										
63歳	95										
64歳	63										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	251		213	38							
公安職給料表											
研究職給料表	10		10								
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	26			26							
医療職給料表(3)	1			1							
教育職給料表(1)	671		653		18						
教育職給料表(2)	327		327								
学校栄養職給料表											
事務職給料表											
給料表計	1,286										
60歳	275										
61歳	300										
62歳	279										
63歳	243										
64歳	189										

第2 民間の給与等

平成27年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成27年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
2,110事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から460事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は15,272人であるが、うち行政職に相当するものは13,350人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は116,482人であり、うち行政職に相当するものは84,462人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 377	事業所 160	事業所 144	事業所 73
農 業、林 業、漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	17	8	6	3
製 造 業	194	70	82	42
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	61	31	17	13
卸 売 業、小 売 業	34	18	13	3
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	13	8	4	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	58	25	22	11

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が80所あった。
 2 調査対象事業所460所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた457所に占める調査完了事業所377所の割合(調査完了率)は、82.5%。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(次表において同じ。)
 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」、「宗教及び外国公務に分類されるものを除く。」である。

第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	201,823 円	204,616 円	198,568 円	195,867 円
	短 大 卒	176,872	176,668	176,957	178,500
	高 校 卒	164,040	165,110	163,088	163,952
新 卒 技 術 者	大 学 卒	206,451	209,378	203,426	204,750
	短 大 卒	187,440	192,342	182,766	186,000
	高 校 卒	165,127	166,062	164,631	162,805
新 卒 事 務 員・ 技 術 者 計	大 学 卒	203,079	205,776	200,150	197,634
	短 大 卒	179,290	179,685	178,277	182,250
	高 校 卒	164,588	165,645	163,938	163,665

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長 工場長	55	53.3	696,824	55	696,769	構成員50人以上の支店 (社)又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上 500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	642	52.2	642,820	2,372	640,448	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	171	50.6	571,930	1,383	570,547	前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職(職能資格等が 部長と課長の間に位置 付けられる者)	同 上
	課長	1,625	48.5	551,912	4,818	547,094	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上 500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課長代理	385	47.2	473,765	42,292	431,473	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の上に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職5、6級 企業規模100人以上 500人未満 行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
	係長	1,762	45.6	474,371	66,224	408,147	係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3、4級 企業規模100人以上 500人未満 行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
	主任	1,339	39.4	399,707	63,725	335,982	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の上に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職2級 (一部は3、4級) 企業規模100人以上 500人未満 行政職2級 (一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級 (一部は3級)
	係員	6,433	34.2	320,575	43,246	277,329		行政職1級

その2 その他の職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 臨時手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	54	47.4	575,659	87	575,572	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	42	40.8	483,332	25,374	457,958	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	89	46.5	549,841	9,503	540,338	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	187	33.8	391,998	43,799	348,199	
	研究補助員	16	45.2	381,709	29,303	352,406	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	1	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	1	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	5	48.3	1,318,917	428,240	890,677	

(注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、平成27年4月分平均支給額については、数値の記載を省略した。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	正 常 給 付 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
薬 局 長	10	47.5	531,540	52,702	478,838	部下に薬剤師2人以上
医 薬 剤 師	46	32.5	345,722	52,374	293,348	
診 療 放射線技師	84	34.3	345,936	43,585	302,351	
療 臨 床 検 査 技 師	74	31.2	270,716	32,478	238,238	
関 栄 養 士	44	33.7	262,069	15,934	246,135	
理 学 療 法 士	148	28.7	284,568	8,992	275,576	
係 作 業 療 法 士	81	28.9	301,640	4,560	297,080	
職 総 看 護 師 長	3	47.5	586,782	0	586,782	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	122	42.6	427,928	52,644	375,284	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	302	36.2	342,643	70,260	272,383	
准 看 護 師	106	41.6	301,363	33,422	267,941	

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	33.5	(36.7)	
高 校 卒	16.0	(30.6)	(67.9)	(1.5)	84.0	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見えた場合の採用状況について集計したものである。
 3 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベースアップ
		実 施	中 止		の慣行なし
係 員		38.7	6.7	-	54.6
課 長 級		28.9	9.5	-	61.6

- (注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			定期昇給実施			定期昇給 中止		
			増額	減額	変化なし			
係員	89.4	88.1	25.1	4.9	58.1	1.3	10.6	
課長級	77.9	76.0	21.3	4.2	50.5	1.9	22.1	

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	91.6	(39.8)	(82.8)	(46.2)	8.4	
課長級	82.5	(35.5)	(80.9)	(45.8)	17.5	

(注) ()内は、定期昇給制度ありを100とした割合で、複数回答である。

第17表 家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する収入制限の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
79.1	(90.6)	[70.5]	[29.5]	(9.4)	20.9

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない
6.5	93.5

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,213 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,924 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,408 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	58.8 %
支 給 し な い	41.2 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	30,000円 以上 31,000円 未満

備 考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 特別給の支給状況

項 目	金 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	357,158 円
	上半期 (A ₂)	358,012 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	750,875 円
	上半期 (B ₂)	747,814 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.10 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.09 月分
	年 間	4.19 月分

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.10月である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
55.8	44.2	50.3	49.7	48.9	51.1

第21表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	16.8	16.8	11.0	11.0
30%	18.9	35.7	17.5	28.6
29%	-	35.7	-	28.6
28%	0.8	36.5	0.8	29.3
27%	1.1	37.6	1.2	30.5
26%	0.4	38.0	0.5	31.0
25%	62.0	100.0	69.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第22表 公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務)の給与水準の状況

(単位：%)

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	88.1	5.9	6.0	-
年間賞与	78.0	4.1	3.9	14.0
年間給与	87.7	5.9	6.4	-

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

第3 人事院勧告

第23表 人事院による報告及び勧告の概要

民間給与との較差に基づく給与改定																
月例給	<p>公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較</p> <p>月例給の較差 1,469円 0.36% [行政職(一)...現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳] [俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分</p>															
ボーナス	<p>昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較</p> <p>民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)</p>															
給与改定の内容と考え方																
<p><月例給></p> <p>1 俸給表</p> <p>行政職俸給表(一) 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)</p> <p>その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ</p> <p>2 初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定</p> <p>3 地域手当 給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5~2%引上げ</p> <p><ボーナス> 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分 4.20月分 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分 (一般の職員の場合の支給月数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度 期末手当</td> <td>1.225月(支給済み)</td> <td>1.375月(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.75月(支給済み)</td> <td>0.85月(現行0.75月)</td> </tr> <tr> <td>28年度 期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>以降 勤勉手当</td> <td>0.80月</td> <td>0.80月</td> </tr> </tbody> </table> <p>[実施時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月例給：平成27年4月1日 ・ ボーナス：法律の公布日 			6月期	12月期	27年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)	勤勉手当	0.75月(支給済み)	0.85月(現行0.75月)	28年度 期末手当	1.225月	1.375月	以降 勤勉手当	0.80月	0.80月
	6月期	12月期														
27年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)														
勤勉手当	0.75月(支給済み)	0.85月(現行0.75月)														
28年度 期末手当	1.225月	1.375月														
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月														
その他の課題																
<p>1 配偶者に係る扶養手当 本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討</p>																

- 2 再任用職員の給与
民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

給与制度の総合的見直し

- 1 給与制度の総合的見直しの概要
国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成
- 2 平成28年度において実施する事項
地域手当の支給割合の改定
平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ
単身赴任手当の支給額の改定
基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定
加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定
- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

勤務時間に関する勧告

- 1 フレックスタイム制の拡充の必要性
- 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
 - 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
 - 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する
- 2 フレックスタイム制の拡充の概要等
- 概要
- 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
 - 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
 - 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外
適用に当たっての考え方
 - 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
 - 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当
- 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点
- 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
 - フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、

超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

- 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期
平成28年4月1日から実施

公務員人事管理に関する報告

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

- 1 人材の確保及び育成
 - 多様な有為の人材の確保
 - 幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化
 - 女性の採用・登用の拡大
 - ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
 - ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進
 - 研修の充実
 - 公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討
 - 能力・実績に基づく人事管理の推進
 - 人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実
- 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備
 - フレックスタイム制の拡充
 - 適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）
 - テレワークの推進
 - テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討
 - 長時間労働慣行の見直し
 - ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
 - ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要
 - 仕事と家庭の両立支援の促進
 - ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
 - ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
 - ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討
 - 心の健康づくりの推進
 - 心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入
 - ハラスメント防止対策
 - 職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進
- 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通して再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（平成27年4月）

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成27年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における平成27年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考1）1人世帯の算定方法

$$1人世帯の標準生計費（さいたま市）= 1人世帯の標準生計費（全国） \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成27年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

（参考2）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成27年4月)

さいたま市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	28,610	35,030	47,130	59,220	71,310
住居関係費	49,310	66,510	57,490	48,480	39,460
被服・履物費	6,550	8,220	10,820	13,410	16,000
雑費	22,490	30,310	46,030	61,770	77,500
雑費	6,080	12,420	14,180	15,930	17,690
計	113,040	152,490	175,650	198,810	221,960

第5 労働経済指標

第25表 労働経済指標

項目 年度 年月	きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)						所 定 外 給 与 (調 査 産 業 計)	
	埼玉県		全国		埼玉県			全国			埼玉県	全国
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率		
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円
平成25年度	258.1	0.1	289.5	0.5	238.2	0.2		264.6	0.9		19.8	24.9
平成26年度	256.8	0.3	290.8	0.3	236.9	0.2		265.4	0.2		20.0	25.4
平成26年4月	257.7	2.5	294.9	0.1	236.9	2.7	35.6	268.3	0.4	24.5	20.8	26.7
5月	256.4	1.1	290.8	0.2	237.4	1.3	35.6	265.7	0.1	24.7	19.0	25.1
6月	259.6	0.3	291.9	0.3	240.7	0.4	35.4	266.9	0.1	24.7	18.9	25.0
7月	263.6	2.3	291.9	0.6	241.9	1.2	34.0	266.6	0.3	24.7	21.7	25.2
8月	263.4	3.5	290.7	0.2	242.4	3.0	33.6	266.2	0.1	24.7	20.9	24.5
9月	257.1	0.2	291.7	0.5	238.9	0.0	36.4	267.3	0.4	24.8	18.2	24.4
10月	259.0	0.7	292.9	0.2	239.2	0.9	35.2	267.2	0.1	24.8	19.7	25.6
11月	257.6	0.7	292.4	0.1	237.7	0.6	35.6	266.2	0.1	24.8	19.9	26.2
12月	259.6	0.3	292.9	0.4	239.5	0.8	36.3	266.5	0.4	25.1	20.1	26.4
平成27年1月	246.0	0.1	286.0	0.6	226.5	0.2	37.3	260.8	0.5	25.5	19.5	25.2
2月	250.8	1.1	285.6	0.2	230.1	0.6	37.3	260.5	0.2	25.8	20.7	25.1
3月	251.4	0.6	288.2	0.2	231.1	0.7	36.9	262.9	0.4	25.6	20.3	25.4
4月	254.8	2.2	292.5	0.5	234.2	2.2	36.5	266.5	0.6	25.1	20.6	26.0
5月	248.3	0.2	286.8	0.0	229.8	0.2	37.3	262.6	0.3	25.1	18.5	24.3

資料出所： ～ 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、総務省「家計調査」、
県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」

- (注) 1 、 、 、 は平成22年平均 = 100とした指数を基礎としている。
2 ～ は事業所規模30人以上の数値である。
3 の平成25年度、26年度の欄は、それぞれ平成25暦年、26暦年の数値である。

総実労働 時間数 (調査産業計)		所定外 労働時間数 (調査産業計)		消 費 支 出 (名 目)								消費者物価指数		国内企業 物価指数
				二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯				(総 合)		
				さいたま市		全国		さいたま市		全国		さいたま市	全国	
埼玉県	全国	埼玉県	全国	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比
時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
142.4	149.5	11.3	12.6	308.7	2.0	290.5	1.5	319.6	6.6	319.2	1.7	1.1	0.9	1.9
141.5	149.3	11.4	12.8	329.4	6.7	291.2	0.3	355.6	11.3	318.8	0.1	3.1	2.9	2.8
143.7	153.5	11.5	13.4	321.7	5.9	302.1	0.7	363.8	10.1	330.0	3.1	3.4	3.4	4.2
138.3	147.5	10.3	12.5	295.4	4.4	271.4	3.9	312.9	11.7	293.1	4.8	3.7	3.7	4.4
143.8	152.9	10.6	12.4	321.7	8.9	272.8	1.3	372.4	23.1	295.7	0.3	3.8	3.6	4.5
147.8	155.6	12.3	12.6	319.9	8.1	280.3	2.0	348.8	12.4	311.7	0.4	3.5	3.4	4.4
140.6	145.2	11.9	12.0	315.5	4.3	282.1	0.9	340.2	7.0	305.8	2.2	3.4	3.3	4.0
139.2	148.2	9.7	12.4	309.1	6.7	275.2	1.9	328.7	12.3	303.6	3.7	3.3	3.2	3.6
144.0	153.7	11.1	12.8	409.4	38.7	288.6	0.7	462.4	50.7	316.2	0.1	2.9	2.9	2.9
143.0	149.1	11.4	13.0	301.7	2.5	280.3	0.3	309.1	2.2	306.2	1.7	2.3	2.4	2.6
139.3	147.9	11.7	13.4	373.1	8.1	332.4	0.6	411.9	20.4	357.8	0.2	2.6	2.4	1.8
134.0	141.4	11.3	12.7	296.5	8.2	289.8	2.4	308.0	13.1	320.7	1.6	2.7	2.4	0.3
140.9	145.4	12.5	12.8	275.0	2.6	265.6	0.4	276.2	5.3	291.4	1.1	2.5	2.2	0.4
143.5	150.4	12.3	13.3	367.1	3.6	317.6	8.1	364.3	1.9	352.0	8.5	2.7	2.3	0.7
148.3	155.8	12.5	13.4	302.0	6.1	300.5	0.5	290.3	20.2	334.3	1.3	1.1	0.6	2.1
136.5	143.0	10.8	12.5	307.3	4.0	286.4	5.5	329.0	5.2	317.3	8.3	0.8	0.5	2.2



コバトン

さいたまっち